

## 第二十六回 参議院農林水産委員会議録第二十号

(二二九)

昭和三十二年三月二十六日(火曜日)午前十時五十四分開会  
出席者は左の通り。

委員長 堀 末治君  
理事 理事

委員

重政 庸徳君  
東 隆君  
清澤 俊英君

農林省農地局建設部長 清野 保君  
林野庁林政部林政課長 家治 清一君  
林野庁指導部計画課長 山崎 斎君  
建設省河川局開発課長 小林 泰君

營林署等の払い下げをたまに受けてみ  
ましても、そう安いものではない。  
非常なきつい監督といろいろなお役所  
式な取締りの中で焼いていかなければ  
なりませんから、みずから、国有林で  
も払い下げてもらって焼くというよう  
な者は、他の関係外の地域から入って  
まで焼こうというはなくなります。  
これはみんな半失業的な状態になつて  
苦しんでいます。こういうものを緩和す  
るために、国有林等を取扱いをもつと  
楽にして、そうしてこれらのが安ん  
じて入っていかれるような価格調整の  
やはり役目も果すわけにはいかないも  
のだろうか。そうしましたならば、里山  
等において現に農地改良によつて、農  
改地革によつて一つの反感を持つて、そ  
うして薪炭材の払い下げをするのを  
中心にして、非民主的な、非常に反動的  
な行動をとつてゐるものも制圧するこ  
ともでき。同時に、不当な薪炭料の値  
上り等を抑圧することができるのでは  
ないかと思うのであります。そういう  
見地に立つて何とか考えていただくな  
どが正当じゃないかと思ひますが、一  
応お伺いしておきたいと思ひます。

これらはいずれも立木のままで売り払う、いわゆる立木処分をいたすということがあくまでも原則でございまして、その場合には、それから生産されますところの製品価格というものが、付近で通常取引されます市場において、どのようなふうな価格に相なつておるかということを基点といたしまして、これらのもののために、生産のために必要な経費を差し引いて立木価格を算定する、こういうようなやり方をとっているわけでございまして、まあ、あくまでも国有林の場合におきますというと、時価主義という考え方で売り払いをいたしております関係上、まあ高きに失するとか、あるいは安きに失するというような価格で売り払ってはおらないつもりでございま

して、それを正しく引くといふような計算をいたしまするならば、私といたしましては、ただいま御指摘いただいたように、非常に高いものを付近に壇り払うといふようなことは相ならぬものだ。そういう点につきましては、管下の各機関に対しまして厳重に指導をいたさなきやならないし、現にやつておるというような状況でございます。

○澤澤俊英君 その場合、炭の値段が上れば、それを基本にしてやられる、だんだん上げていかれるということは、これはどうもおかしなものができます。ある限度をきめて、まあ木炭価格等のものがどれだけの地位であればいいというようなことが中心になって、それで払い下げも行われているということは、先般も河野君が言われた通り、一番の木材を持っておられる農林省としては、考えなきやならぬので、価格市場の安定をもはかることが当然ではないか。これは河野君の言うのが、私は非常に重要な意義を持っていると思うのです。炭の場合にも当てはまると思うのです。一方において、乱伐が行われた。その上農地改革も非常な反動的な建前をとつて、薪炭林を払い下げる、炭焼きに薪炭料を払い下げる、そのことを中心にして非常な圧迫を加える、そういうような操作が中心になつて、材料はどんどん上っていく。今、山地主はもうかつておる者はない。非常に資本を持つておるから、それほど急いで伐採しようとして、こういうことで製炭者が困つておるのでありますから、それを緩和するために、林野庁といふよりはむしろ農林省としては、もつと国有林を大乗的な立場に立つて払

い下げを考え、そして今現にやつておられるような旧米の慣行による払い下げを優先的にやることでなく、他の国有林に関係のない、ほんとうに薪炭材を持たない地区の者も楽に入つていいかられる、こういう方法も講じていくことが私は非常に今重要性を持っているのではないか、こう思いますので、この点が何か考えられないか。

今現在やつておることが、値段をこもういうふうにして出すとか、ああいうふうにして出すというのではなく、何かもつと意識的な方法で、現に薪炭材を失われつつある地区的製炭業者を一面には救う方法を考え、同時に、一面には木炭価格の比重等を勘案して、そうして安い薪炭材を、地域的にも、また地域外の人にも、売り出させることによって不当な価格のつり上げを防止していく、こういうような方法が考えられぬかどうか、こういうお伺いをしておるのであります。

○政府委員(石谷憲男君) ただいま売り扱いは時価主義で売り払うというふうな御説明を申し上げたのであります。が、薪炭のような場合におきましては、やはり季節的な変動というものが確かにあり得ると思いますので、私どもいたしましては、いわゆる時価といふものを、既往一ヵ年間の市場平均価格というふうに取り上げてやっておるわけであります。既往年間の平均価格といふものを時価と考えて、売り払いいの基準にしておる、こういう状況でございます。

それから相当大量的薪炭材の供給をいたしておるのだからして、何か薪炭材価格体系についての特別な対策はないのかということをご存じますが、國

有林産物の売り払いにつきましては、あくまでも時価原則で売り払うということの拘束を受けておりまして、そういうことで現実の売り払いはやつていかなければならぬというふうに考へておられます。たゞ、それは伐採供給したらいじやないかといふような問題も、あわせ考えられるようになりますが、私どもとしては、量的に大量なものをお有林としておりますことと、もう一つは、たゞ、えは非常に炭材が上ったような場合に、いかなければならぬというふうに考へておられます。たゞ、伐採供給したらいじやないかといふように思うのでござりますが、私どもとしては、伐採供給したらいじやないかといふことを供給する原則をとつておるわけでござりますが、しかしながら、状況を大体毎年を通じましてほぼ均等のふくらみでござりますが、ある年には多少減伐をいたす、標準の二割前後くらいの増伐、減伐をいたすような余地もそこに残しておりますが、ある年には多少減伐をいたす、標準の二割前後くらいの増伐、減伐をして、実は運営いたしておるようなわけでござります。従つて、冷害等の撮合におきまして、救済する対策として薪炭材を特別払い下げいたさなければなりませんが、この彈力性を利用いたしまして追加払い下げをすることにする、こういうような措置をあわせてとつておるような現状でございます。

格に合格した者というのと、もう一つは、農林大臣が学識経験等を勘案して適當であると認めた者、この二つの中から新しく資格認定によつて任用するということになつておりますが、この技術員や指導員の資質の向上をはかる上から申しまして、もちろんこれはけつこうな改正であらうとは考えますが、しかし現在從事している人たちが改正によつて、その制度の切りかえによつて、新しく任用されるかどうかといふところに一つ疑問があるわけでございまして、トラブルがあるわけでござります。現在の職員に離職したり降職したりするような人が出やしないか、そういう犠牲を出すようなことがあらはしないかといふことが、一つ心配になるわけであります。この点は、前回藤野委員から質問がありまして、林野庁からも一応の答弁がありましたけれども、まだ明確を欠いている点がありますので、この人たちも非常に心配しておりますし、重大な問題であると思ひますので、重ねて次のような点をあらためてお伺いしたいと思ひます。

その一つは、今回の改正で、現在の

技術普及員または經營指導員は全員、

政令または条例で定める試験を受けなければならぬかどうかといふことがあります。それから第三番目は、現

在の技術普及員または經營指導員で

あって、今回の改正でかりに離職ある

いは降職等の犠牲者が出てしないかと

いう問題でござります。それから第四

番目は、かりに犠牲者が出た場合に

は、どういうふうな措置、取扱いをおやりになる考えであるか。それから第五番目に、この指導員なりあるいは技術員といふものは、現在の人数で十分こなせるかどうか。まずこの普及員なり技術員の五つの点について、お尋ねけつこうな改正であらうとは考えます

が、しかしながら申しまして、お尋ね上から申しまして、もちろんこれはけつこうな改正であらうとは考えます

が、しかし現在從事している人たちが

改正によつて、その制度の切りかえに

よつて、新しく任用されるかどうかとい

ふところに一つ疑問があるわけでござ

いまして、トラブルがあるわけでござ

ります。現在の職員に離職したり降

職したりするような人が出やしないか、

そういう犠牲を出すようなことがあらはしないかといふことが、一つ心

配になるわけであります。この点は、

前回藤野委員から質問がありまして、

林野庁からも一応の答弁がありました

けれども、まだ明確を欠いている点が

ありますので、この人たちも非常に心

配しておりますし、重大な問題である

と思ひますので、重ねて次のような点

をあらためてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(石谷憲男君) 私どもとい

たしましては、今日の措置におきまし

ては、これまで行政指導でやつて參り

ましたそれぞれの措置の資格要件の基

準を、特に引き上げて考えるというよ

うなことは考えておらぬわけでござ

りますが、決して十分とは考えてお

らぬわけでござります。特に、不十分

としていたしますといふと、現在任用さ

れておる者はそのままこれに切りかえ

て参るという考え方が当然とされる、がようになります。そのように

措置をして参る、こう考えておるわけ

でござります。

それから次の問題は、特に農林大臣

が学識、技能及び経験を有する者と認

めるものの内容、こういう質問でござ

いましょうか。

○政府委員(石谷憲男君) そうです。

○政府委員(石谷憲男君) これにつき

ましては、それほど具体的な内容づけ

をいたしておるわけではないのです

が、要するに、さきの行政指導によつ

て行いました任用資格といふものをす

べて、私は、私が持つものだ、こうい

うふうに私は読みかえて参りたい、こ

ういうように考えておるわけでござ

います。

それから、この措置によりまして、

お尋ねの如きがござります。

○政府委員(石谷憲男君) ほんの問題、まだたく

さんあります、二、三お伺いしたい

と思います。その一つは、先般の長官

の提案の趣旨説明の場合にもありま

す。

そこで、まず第一に、この問題でござ

りますが、私は、私が持つものだ、こう

うふうに私は読みかえて参りたい、こ

ういうように考えておるわけでござ

ります。

まして、急速にはなかなか伸びないのではないか。かように考へてゐるわけではございませんが、一まず昭和三十二年度の目標いたしましては、五十五万石ないし六千万石というところを目標にいたしまして、ソ連材の輸入促進をはかりたい、かよう考へてゐるわけであります。

○仲原善一君 針葉樹の需要について  
は、これはペルプ材が相当ウェートを持つてゐると思ひますが、ペルプ材の需要の実態をよく見てみますと、各社が非常に交錯輸送をしています。工場を中心の山を買うのでなしに、工場から遠く離れた所の原木を買いまして、たとえば中国の木材が東北、北陸に行くとか、あるいは九州のが東海道の方に来るとか、非常にボリュームの多い原木は交錯輸送を相当やっているというのが実態であろうかと考えます。輸送力が非常に困つてゐる現状から考えて、材野庁といたされましては、この交錯輸送をもう少し何か行政的な指導で、工場中心の近くの山のものとなるべく工場に持っていくような措置を、指導方針が何かでやられる御方針はあるかないか。

○政府委員(石谷憲男君) お説の通りでございまして、特に近年のペルプ工場のごとき、その伸びが急速でございまますというと、それに必要な原材料を確実に入手しようとする、いわゆる原本の獲得戦が非常に熾烈になつて参つております。最近は非常に目につき過ぎるくらい、明瞭にそういう傾向が看取されるわけでござりますが、従いまして、各工場といたしましても、周辺の地域からこれを集めるということは経済的にも願わしいということは、

重々承知の上でありながら、原木獲得が広がって参る。そこに交錯輸送の問題が当然起きて参るわけでござります。もう一つは、これは地域的な問題です。もう一つは、これは地域的な問題でござりますが、ペルプ原木の確保もござりますが、ペルプ原木の確保だけの問題ではありませんで、坑木との間のやはり競合というものがまた相当熾烈なものがあるのでございまして、これらが相からみまして、次第に集荷地域が広がって参つて、その間の交錯輸送がまたこれにあわせて非常に顯著になつて参る、こういう実態になりますことは御指摘の通りでございまして、私どもいたしましては、そのことによつて、要するに工場売り価格といふものがある線で押えられて参りますと、遠距離輸送の関係上、山元メーカーの原料部門を主体とした協会があるわけでございますが、これらに対しまして、強くこの交錯輸送をできるだけ軽減するように、従いまして、現物の交換というものがそれを行われるような指導を、実は從来からやつておるわけでございましてが、近來の目にあまるような状況に対しましては、再三そのような注意を喚起するような措置をいたしておるわけでございます。

て、具体的に申しますと、たとえば協同組合が競合するといふような形がよくございます。で、私が業の面でも、木炭を出すような場合に協同組合と森林組合が競合するといふことを考えて、具体的に申しますと、たとえば協同組合はやはり協同組合に住んでいる。林業をやっている、あるいは百姓をやっている人たちでございます。それが森林組合に入つたり、あるいは協同組合に入つたり、二重手間なりあるいは二重の負担を受けることになるわけでございますが、こういう地帯については森林組合一本でも、あるいは農業協同組合一本でも、どちらでも、二つにならなくてはなりません。でも、ども事業ができるような体制に切りかえてもらう方が、これはほんとうの農民のためではないかというふうな気持をしておるわけでございますが、そういう点について長官はどういうふうなお考えを持っておられるのか、お伺いいたします。

半数はきわめて活動不振な状態にあります。従いまして、このようないわゆる不振組合というものがどのようなどころに原因を持つて発生して参るのかいろいろとことを、いろいろ研究して参ります。というと、ただいま御指摘があつたような問題にも当然関連が出てくるようになります。かかるゆえんだというような考え方から、必ずしも森林組合そのものにござらぬで、実情に合うごとく、民有林振興に役立つ組合組織であることを、私どもいたしましては研究をいたして参りたいかように考えておる次第でございます。

ては許可制が従来通りしかれるわけでござりますが、許可の場合に、地方官でこの手数料がどれかどうか。この点を、この二つの点だけをお聞きいたします。

○政府委員(石谷鳳男君) 公共事業としての林道あるいは治山事業を実施して参ります場合に、森林組合が林道事業の場合におきましては施行主体とおなりまして、町村と並んで施行主体になつて実施しておるものは、非常にござ年ふえておるという状況でござります。私どもは、こういうふうな事業形態というものは当然とり得べきものだと、かように考えておるわけでござりますが、ただ、治山事業の場合におましては、いわゆる県営事業として行われるもののがまあ全部だ。林政課長からその点、明確に答弁いたさせます。

○説明員(家治清一君) ただいまの、請負の場合に建設業法にかかるかどうかという点でございますが、これははの法律が出るとき、出たあととの農林省がそれから建設省の打ち合せによりまして、私の知つております限りでは、これは森林組合もあるいは農業協同組合の場合にも同様と思ひますが、建設工事、建設事業自体を業とするものではないということ、かからない、こういうふうに考えております。

○仲原善一君 手数料の問題……。

○説明員(家治清一君) 伐採の許可の場合の手数料でございますが、これは法律に明示してはおりませんし、それと手数料をとるかという問題になりますと、なお研究の余地はあると思います。

すけれども、現在はとらないという建前でやっています。

○千田正君 長官にお伺いしますが、

今度の法案はけつこうですが、これは

地方自治団体が、いわゆる市町村合併

によって財産区の設定その他いろいろな混雑をした結果、その後におけると

ころの育成強化がうまくないというの

が、相當あると私は思うのです。そ

ういう面の調整を十分はかつていただきたいと同時に、この許可制から届出制になつた場合ですね、何かわれわれが考

えるときに、乱伐になるような気も

するし、その後におけるところの林種

の改良等におきまして、闊葉樹を植え

ておつた所を今度伐採したときには、針

葉樹に切りかえるというような

そなう方向に向うための農林省の指導

は、どういうふうに考えておられますか。

○政府委員(石谷憲男君) 許可制度を

とっておりましたものを一応届出の制

度に改めるということは、いわば方向

といたしましては、緩和の方向とい

う方向に向うための農林省の指導

は、どういうふうに考えておられますか。

は、薪炭材についてはまあ大体ないとい

うように考えておりますが、一点

と、それから過去五年にわたりまし

て、現在の伐採制限制度を伴つております

森林契約の制度といふものを実施

して参ったわけでございますが、これ

によりますというと、広葉樹の場合

におきましては全体といつしまして、

伐採を許し得る許容限度に對して、

実際の申請數量というものが四割四分

にしか達しなかつたということ、それ

から全國に二千九十六という単位の森

林区というものを設けまして、これこ

とに伐採の許容し得る限度を示し、そ

れに基いて伐採の許可を受けつけまし

て、伐採を許可する、こういうことを

申請がオーバーしたといふものは、わざ

かに六%あります。それから広葉樹

の薪炭材の場合におきまして、大体一

七%、全森林区数に従いまして九六%、

用材林の場合は九四%、それから薪炭

材の場合は八〇%といふものは、制限

制度をとつておりますながら、全然その數

量に申請が達しなかつた、こういう過

去の五年間の実績があるわけでござい

ます。こういうような事実に基きまし

すが、一体広葉樹林の從來許可制度を

とつておりますものを、そのまま届出

度に改めるということは、いわば方向

といたしましては、緩和の方向とい

う方向に向うための農林省の指導

は、どういうふうに考えておられますか。

切りかえをいたしました原因でござい

ます。そこで、そのことによりまし

て、現在林野庁が進めようとしたして

おります、いわゆる林種転換等を主

体にいたしました造林の拡大でございま

すが、まあこれも進めやすくなる、こ

う判断を実はいたしております。

ただいま、この造林の拡大につい

て、何か特別な指導方策を持つてお

ります。これはこれも進めやすくなる、こ

うことでございます。従来造

林につきましては、御承知のように、

自家造林については補助金を出してお

ります。これは国が三割、都道府県の

義務負担が一割、大体新植樹の四割に

つきまして補助金を出しておつたので

あります。ところが、御承知のよう

あります。これは國が三割、都道府県の

いった困難な造林を進めるために、必

要な補助額の単価引き上げというよ

うことによりまして、造林推進の実を

おもろんでありますところの届出制度

は、相当簡便になる。これはまたこと

にお伺いします。今度のこれによつて

もくろんでありますところの造林推進

は、相当簡便になる。これはまたこと

にお伺いします。今度のこれによつて

百万町歩にするという目標を、たとえ

ば今後二十年間に均等にやって参ると

いうような計画には、なかなかしかね

るわけであります。一応昭和三十五年

までに、民有林につきまして、約六百

万町歩の造林地の確保をはかりたいと

いうことを目標にいたしておるわけで

あります。そこで現在五百六十万町歩

の中でも、民有林地は約四百六十万町

歩でございます。差引いたしまして、

まあ百四十万町歩から百五十万町歩と

いうものを、今後五カ年間に一応目標

を達したい。従いまして、これらがお

むね林種転換の相手にいたすもので

ございますので、およその見当をいた

しましたね。その用途はいろいろあります

が、百四十万町歩といふものは林種

転換をされる対象といふふうに考えま

して、対策を考えるわけであります

。

○千田正君 終戦後、だいぶ各市町村の自治團体に對して国有林を払い下げましたね。その用途はいろいろあります

が、耕地あるいはその他に転換をされる対象といふふうに考えます。

そこで、たとえば、森林の開拓を見

て、森林の開拓を見

どういう方針を持っていかれますか。

は、薪炭材についてはまあ大体ないとい

うように考えておりますが、これ

によりますというと、広葉樹の場合

におきましては全体といつしまして、

伐採を許し得る許容限度に對して、

伐採を許し得る許容限度を示し、そ

れに基いて伐採の許可を受けつけまし

て、何が特別な指導方策を持つてお

ります。まあこれも進めやすくなる、こ

う判断を実はいたしております。

ただいま、この造林の拡大につい

て、何か特別な指導方策を持つてお

ります。これは国が三割、都道府県の

義務負担が一割、大体新植樹の四割に

つきまして補助金を出しておつたので

あります。ところが、御承知のように、

自家造林については補助金を出してお

ります。これは國が三割、都道府県の

義務負担が一割、大体新植樹の四割に

つきまして補助金を出しておつたので

あります。ところが、御承知のように、

自家造林については補助金を出してお

ります。そこで、そのことによりまし

て、現在の伐採制限制度を伴つてお

ります森林契約の制度といふものを実施

して参ったわけでございますが、これ

によりますというと、広葉樹の場合

におきましては全体といつしまして、

伐採を許し得る許容限度を示し、そ

れに基いて伐採の許可を受けつけまし

て、何が特別な指導方策を持つてお

ります。まあこれも進めやすくなる、こ

う判断を実はいたしております。

やはり多少これに関連しますので、お伺いします。

○政府委員(石谷憲男君) ただいまの  
お話をございまするが、昭和二十六年  
の第十国会におきまして、国有林野整  
備臨時措置法という法律が成立いたし  
まして、これに基きまして売り払って  
参りましたものが約十三万町歩ござい  
ます。これらはいずれも、林野として  
将来經營されることを目的に、市町村  
あるいは部落、県等に売り払つたもの  
でございますが、これは国有林野の側  
臨時措置法の趣旨によりますると、國  
有林野として經營することを相当とし  
ないものということで、国有林野の側  
から放していいもの放そう。それに  
対して市町村側あるいは部落などで希  
望のあるもの、相対でもつて、まとめ  
て売り払うということをございます。  
われわれがこの売り払いましたものの  
中で、當時相当程度に木材価格が上向  
きの状況にありましたような場合に、  
地上の立木を立木のまま、かなり売り  
払つたというものは相当これはござい  
ます。それから土地ごと転売したとい  
うのも、これは実は若干でございま  
すが、転売したもののがござります。土  
地ごと売り払つたといふものもある  
わけでございますが、多くはやはり立  
木づきのままで、土地ごと他に転売し  
ておるというのもございまして、こ  
れはしかし若干でござります。それか  
ら、ただいま申し上げました地上の立  
木だけを切りまして売つたものは、こ  
れは相當にござります。

この跡地造林につきましては、太体予定通りに造林計画は進んでおるという状況でございまして、これにつきまして格別林野庁がとやかく指導の手を加えなければならぬという実情にはございません。

○政府委員(石谷憲男君) まあ從来は二月と六月の二回にやつておつたわけあります、それをさらに、今回の改正によりまして三月、六月、九月、十二月の四回と、こういうように実はあります。御承知のように、この森林の立木の売り払いのございますが、これは多くの場合、年何回か必要な都度、木材業者あるいは製材業者が森林の所有者からこれを買ひ受けるというのが、まあ通例ある場合でございます。要するに、立木の所有者自体がみずから伐出をいたしまして、素材にしてこれを売り払うということは非常に希有だと。木材、製材業者が立木の所有者から立木のまま買い受けまして、自分たちのものとして伐出をするというのが普通というふうに、御承知おきをいただきたいのですござりますが、そうしまするといふと、要するに、たとえば年一回と申しまするというと、その時期から一ヵ年間のものにつきまして事前手当をして、そうちして伐採の許可の申請をしなければならぬと、まあこういうことがあるわけでござります。ところが、なかなか立木の手当は、そのような実態にないわけでござります。そういうことも相手伝いまして、もう一回、六月といふ時期にふやしたわけでござります。ところが、まあおもに夏山生産あるいは冬山生産といつておりますが、まあ春の時期あるいは秋の時期に伐採をするということになると相なるわけでございまして、そういうことになりますと、やはり年間の適当なときにできるだけ回数を適当にふやしまして、そうして受け付けができるという道を与えます。これが森林所有者の側に

当る木材業者、製材業者の側にとつても非常にけつこうだ、こういうふうに相なるわけござります。そういうふうになることは、この許可制度の運用を助けていく上に大いに意味があるのぢやないか、こういうように実は考えられましたので、許可の回数をふやすことにいたしたのでござりまするが、ところで、今度手数の問題でござますが、これを実際やつて参りまする職員を現状のままでやりまするというと、大体年間二十万件ぐらい針葉樹についてあると、今度やめようとする広葉樹につきましても同じように二十万件ぐらいあると思いますが、そのままではとうていどうにもならぬわけでござりますけれども、幸いに広葉樹の許可制を届出制にいたしますというと、それだけの手があいて参るということです、従来の二回を四回にいたしまして、まあ事務的な能率も大体対応できるのじやないか、こういうことで四回にいたしたわけでござります。

いわゆる伐採許可の申請が非常にたやすくさん出て参るということになります。というと、おのずからこの許可の順位を付しまして、そして許可すべきものと許可しないものとをまあ分けなければならぬ、こういうことに相なるので、できるだけ時点を一つにいたしまして、一齊に許可の受付をいたしまして、そうして今も申し上げるような選択をいたさなければならぬと、こういう事態に相なるかと思うわけでござりますが、先ほど御説明いたしましたように、全体は、必ずしもそうでない実際樹の場合は、大体七五%といふのが、森林区の七五%といふものが、許容の限度に対しまして許可の申請がオーバーしている森林区でございますが、そこでまあ大よその傾向といたしましては、ある程度時点を一つにいたしまして一斉に受けて、その中で取捨して、そして許可すべきものとすべからざるものとを振り分けるという措置が必要になる。そうなりますと、年間いつでも言葉てきたものに對してやるということについて、まあ問題がある、かように考へることが一点点と、それから一つには、やはりこれを受け切りますところの担当事務能力の問題でございます。やはりその都度実地調査をいたしまして決定をするということになりますので、いつでも申請を受けてその許否をきめるということは、まあ非常に至難かと思いまして、やり得る限度で最高にやります程度は大体年四回、こういうことで、年四回にいたしたわけでござります。



して少くはございません。相當ござります。そこで私どもは、切る場合におきまするところの成長量の最大の時期までは、せめてこれはやはり置くべきものだということからいたしまして、さきの森林法改正によってそれまでのものは伐採を許可制度にかける、その年令に達した以降のものはこれは届出で切つてもよろしいという区分を設けて、実は現在の森林計画の制度を運用している、こういうわけでございま

す。そこで、野放しに若い木がどんどん切られているのじやないかということをございますが、これは先般も質疑のときに申し上げた通り、決してそうではありません。森林区といふ、大体民有林七千五百町歩程度含んでおりまして、そうしてその範囲内で伐採の許可をするということでおはやっておるわけでございますから、決して野放

図に、無計画に切りほうだいに木を切らしておるというような取扱いは、実はいたしておらぬわけであります。

○安部キミ子君 あなたは、現場を全然調査なされないで、今のような発言は責任上なされないと存りますので、このことはそれとしておきまして、この法案が通過しました後に、そうした広葉樹に対する大会社のやり方に対し別に法的な制約がない以上、これはどんどん切られしていくだろう、これはだれが考へても心配するところだと思うのです。こういうふうに薪炭が品不足になるというだけでなく、山をどんどん無計画に切りますと、一朝一夕

には木は大きくならないので、災害がどうしてもひどくなるということは、自然考へておいでになるだらうと思う。さうして、災害の原因はと聞きて、実は現在の森林計画の制度を運用している、こういうわけでございます。そこで、野放しに若い木がどんどん切られているのじやないかということをございますが、これは先般も質疑のときに申し上げた通り、決してそうではありません。森林区といふ、大体民有林七千五百町歩程度含んでおりまして、そうしてその範囲内で伐採の許可をするということでおはやっておるわけでございますから、決して野放

図に、無計画に切りほうだいに木を切らしておるというような取扱いは、実はいたしておらぬわけであります。

それで、私は北海道まで行きましたし、九州もずっと歩いておりますが、戦前の姿と今日の姿を比較して、どんなにひどいものであるかということは、だれが見ても、日本の国を考える者は心配しない者は私はないだらうと思ふ。造林したと申しますも、なかなか一朝一夕には大きくならないのが一朝一夕には大きくならないので、どうしても青い松、青い杉ということがになれば、一人前の木ということは言えないのでしょう。そのことが、全國的に調和のとれた計画は私はなされていないと思うのです。また、この法案を出されると、前よりか、たやすく木がどんどん切られるようになる。そうしてまた工業用に使うところの業者は、金にあかして、どんどん高い原材料の需要が増加するといふ状況にならなければ、一人前の木ということは言えないであります。

○安部キミ子君 適切な手ということになると、そういうわゆる零細農家の持つておりますいわゆる森林度というものを非常に強化するといふことになります。それで、伐採の許可制度、制限制度といふことをどういう手ですか。

○政府委員(石谷憲男君) 要するに、問題の少ない広葉樹に対しまして手を抜くことによりまして、現状をもつてはあまりに問題の多い針葉樹の方に対しまして、その手を加えていく、こういう趣旨でござります。

それから、この許可制度を届出制度に切りかえますと、そのことによつての第四条第二項の第三号に伐採の跡地に二年以内に造林をするということを明記してあります。これが御承認のようですが、異常に進むといふ前提に立つ限りにおきましては、こ

れは当然切りかえができないというふうにならざるを得ないと、かように考へておりますが、すでに御説明申し上げましたよなことからいたしまして、どう進むものでない。大体、薪炭などと並行して、災害の面とか、あるいは国民大衆の生活の面とかと、いうふうなものも、総合的に私は善処してもらわなければならない、こういふうに考へるわけなんですが、林野庁のお考えはどうなんでしょうか。

○政府委員(石谷憲男君) 現在のわが國の農山村におきまして、自家用の薪炭林の供給地は別でございますが、いわゆる備荒貯蓄的の意味をもつて用材林を持つておる農家が相当多い。御承知のように、四百万という農家は、多少のそういう備荒貯蓄的な森林をもつておる農家が相当多いのであります。こういう農家の持つておりますいわゆる森林といふものは、インフレの進行しますような場合におきましても、あるいはデフレの経済下におきましても、いち早くすべてのものに優先して売り払いをしておるという実態でございま

す。それでは、伐採の許可制度、制限制度といふものを非常に強化するといふことになります。それで、伐採の許可制度、制限制度といふことをどういう手であります。

○北條篤八君 造林の促進の必要なことを申すまでもないのですが、森林法の第四条第二項の第三号に伐採の跡地に二年以内に造林をするということを明記してあります。これが御承認のようですが、新植するのには費用がかかります。その後の手入れに非常に金がかかることになりますが、すでに御説明申し上げましたよなことからいたしまして、どう進むものでない。大体、薪炭などと並行して、災害の面とか、あるいは国民大衆の生活の面とかと、いうふうなものも、総合的に私は善処してもらわなければならない、こういふうに考へるわけなんですが、林野庁のお



に、国有林野整備臨時措置法によりまして、現在主として河川流域の上流地帶にあります森林についての保安林の整備事業を進めておるような段階でござりまするが、お話をのように、保安林を保安林として的確に扱つて参りますために、当然特殊な施業上の制約といふものが行われて参らなければならぬ。現在地域的に指定をしております公益保安林の中には、当然そういうような意味合いからいたしまして、極力許し得る限りの施業の完成をはかられる地帯も含まれておりますが、保安林の本質に従しまするならば、やはり施業制限が重要事項の一点に相なつてくることは当然と考えるわけであります。そういうことになりますと、適切な補償制度といふものが、うらはらで運用されない限りにおきましては、なかなか保安林制度の効果を維持するという点について問題があらうかと、かように考えておるわけでありまして、これは必ずしも補償制度の問題と直接に関連するわけじやございませんが、同じく先の法案に基きましたて、昭和二十九年以来、重要保安林の一部を国で買い上げまして、その後民間にやらせるということをやつて参つておるわけでありますが、やはり依然として補償制度の問題は重要だと、私はかくように考えておるわけであります。が、いまだなかなか的確な補償制度の案を得るという段階に至つておらぬわけであります。が、さらに研究を進めまして、すみやかに成案を得たいと、かように考えておるわけであります。

○政府委員(石谷憲男君) 二十九年度におきましては、御承知の通り、一十五億の買い上げ予算があつたわけですが、五万二千町歩買い上げまして、金額といたしまして二十億五千万円使つたわけでございます。翌三十年度におきましては、約三万五千町歩、金額にして約十二億でございます。本三十二年度におきましては、これは国有林野事業特別会計の益金をもつて買う仕組みに相なつておりますので、この会計の内容が非常に苦しかったということから、大体見込みといたしましては二万二千町歩に相なつております。金額をいたしまして約四億の見込みであります。ですが、明三十二年度の予算案におきましても、次第にこの会計の好転とともに、目標計画に近づいていきたい、かようふに考えておるわけであります。

○柴田栄君 まあ整備計画、あるいは整備計画に伴う重要保安林の買い上げ等は、多少のズレはあるかもしれませんけれども、進行しておると、こう思われるんでですが、かりに買い上げが予定通り進行しても、まだ重要な保安林について、民有で經營してもらわなければならぬものが相当残るというふうに考えられます、これは将来の植伐が、

の均衡、林産物の需給のバランスと、  
う点からいって、造林計画を長期に亘  
めておられるようですが、今後の长期的  
造林増大計画というのは、文字の上では  
は割合に簡単に、現在の民有の造林地  
五百萬町歩前後といふものを、将来五百  
百万町歩にするんだ、国有林が現在五百  
万町歩前後だというものを、三百萬町  
歩までふやすんだ、こういう御計画であ  
んで、国有林については、これはやる  
希望ならばできるということにはな  
と思うんだが、全森林の、しかも経営  
可能の森林の五〇%近くのものを人工  
栽培にして、成長量を増大し確保する  
ということには、相当以上の手を打た  
ないと、実はなかなかむずかしい、こ  
ういう気がするんですがね。

出しておりまするという状況にも相なつて、取り入れまして、すみやかな機会にこれららの問題を取り入れての森林法の改正といったようなことにつきましては研究を進めて参りたい、かようによく考へるわけであります。

○上林忠次君　本日の審議を開いておりまして、私考へるのに、今の森林でござえ、日本の資源としての山は、十分利用されておらぬじやないかと、いろいろに重点が置かれておると思うのであります。われわれがあちこち回りますときに見かけます、はげ山がたくさんある。山を切つたままで、あと植樹しましておられたおらぬ。農林省におきましては、相當厳重にこれを監視しながら、また規制をしながら、すぐに植栽に移されるという準備をしておられる、計画のもとに進んでおられるということをなづいておりますけれども、そのやり方がまだ緩慢じやないか。そのやり方がわれわれの目に映つて、これは惜しいじやないか、この山はどうするのか、これほど植栽々々といふことをやかましく叫びながら、植栽の実は上つておらぬじやないか、どこかに手落ちがあるんじゃないいかということを、私もおは感じるのであります。

伐採した山は、規則によりまして、二年以内とか三年以内に植栽すべしといふうことになつてゐるかどうか知りませんが、二年、三年といふその間がプランクができるといふじゃないか、早くそのプランクをなくさなければいけないじやないか、それほど日本の森林の植栽という問題は熱を出さないが、くちやいかぬ大問題じやないか。ドライ

言つたあの当時の規則は、どうなつておりますか、それも参考にしていたいにきたいんですけど、この狭い日本じの国を考えますときに、特に日本にしてはそういうような伐採後の植栽これがをやかましく言わにやいかぬじゃないか、まだ言い足らぬところがあるんじゃないかと思うのであります。西前にも苗床が少い、苗圃が少い、果して切ったあとすぐ植えるだけの苗床の準備がないじゃないか。それだけ植える期間がおくれる。おくれるだけそれだけ山がはげになるんだ、それを早く取り戻さなくちゃいかぬ。それをは、政府で苗床は早く準備する。準備して、それを切った跡にはすぐ植えるという計画をする。また民間におきながら、相当な苗木の準備ができる限り切らさぬぞと、伐採さぬぞ、如限が来ておつても伐採さぬといふこれまでいかないと、はげ山は絶えないと、いのじやないか。その結果はまた、一雨降ると、ちよつと異常な雨が降ると、すぐ日本では災害が起きる。どういうような土地はないじやないか。日本のようないういうな、まあ風が吹くと電灯が消えたり、電車が、交通機関がとまつたり、山が荒れる海岸線が特に荒らされるというような、いういうような特殊な土地は、早いところ、この林野関係の仕事をしている皆さんが、もっとこの安全な日本の地帯を造成するということに努力してもらわなければいかぬじやないかと、私はそれどころかこれに比べると、山の方を考えるのであります。

は至つて放任主義になつてゐるにやないか。相当な規制はあつても、その規制がまだ行き渡らぬところがある。また規制が甘いといふ点で、畑に比べては、この狭い日本でありながら、十分に土地は利用されておらぬということを痛感するのであります。今回も大きな問題として、樹種の問題が出てきております。適地適作、これは農作物ではどうから呼ばれてゐる問題であります。が、こういうことが言られておるの最近の問題じやないか。有用な材を造成して、まきのようないいものはなるべく転換していく、時代に即したわれわれの産業のバックになります。ような樹種をふやしていく、これももつと早くやらなければいかぬ問題であります。私は今回のこの農林省の植栽の将来の方向、これに対する満幅の賛意を表するのでありますけれども、それでは今の民間で使っておる燃料へのこの規制はどうしているか、自由にふろにたかし、かまどにもたかしている。何とか今までの改造、ふろの改造といふようなことも早くやらなければいかぬじゃないか。でたらめに山を切り落して、これをふんだんに燃料として使つて、こういう点からも、また農林省のこの森林関係を受け持つておられる皆さんとしては、消極的な増産といふことにももつと力を尽してもらわなければいかぬじゃないかということを考えるのであります。そういうようなことについてどういう工夫な手を今から考えておられるか。

えますし、森林が自由に、ほんとうに日本の森林として自由に使えるような有用な効果を現わすためには、今の民間で放置しておいてはこれはもうなまぬいといふなら、これはいつかもお聞きしたことありますけれども、山を開くことになりますけれども、山を国有にしたらどうか。國でちゃんと伐採期間をきめて、これに対する準備を、あととの植栽の準備をしながら、うまくロードーションをやっていくといふところまでいかないと、まあ先ほど災害の問題から考えましても、今ままであまりに甘過ぎるやり方じやないか。

それから、これはちょっと局部的な問題になりますけれども、まあ適地適作というところから考えて、ショウノウの原料であります樟樹、これの植栽計画、将来に対する見込みですな、このショウノウ事業の見込み、こういうようなことに対してはどういう工夫にお考えになつておりますか。どういうような計画で今立案されておりますか。

その雑多な点でありますけれども、一つかみにしてお話し願いたいのであります。

○政府委員(石谷憲男君) 植栽事業が、いろいろ林野庁でも力を入れておるにかかわらず、なかなか進んでおらないという実態が至る所に散見できるじゃないかというお話をござりますが、先ほど御説明申し上げましたように、終戦後の昭和二十五年におきましては百十五万町歩のいわゆる造林未済地というものがあつたにもかかわらず、本三十一年度にはそれらが全部解消された。従いまして、さらに将来の木材に対します需要増大というもの

を見通しまして、今から林種転換等により拡大造林を実施して参りたいと、こういう状況にあることを申し上げたのをございますが、今回のこの森林法改正案の中にも一つ取り入れておりましますけれども、まあ国有林、民有林とあまたある中で、一番やはり荒廃の顕著なのはいわゆる公有林であるわけあります。公有林の場合におきましても、都道府県有林あるいは市町村有林に対しまして、いわゆる部落有林というものが非常に荒廃している。これは複雑な入会権等がありまして関係上、なかなか的確な造林の対象にならない、こういうような姿が実はあるわけでござります。そこでこれらを救済いたしまして、昨年の二十四国会におきましては、公有林野官行造林法の一部改正をいたしまして、従来造林の対象になり得なかつた部落有林に対しましてもこれを官行造林事業の対象にしよう、こうしたこととを実はもちろんおるようなわけでございまして、おそらく御旅行なさいましていろいろと目につきます対象は、そういったこの入会のある部落有林といふようなものじゃないか、かように考えておるわけでございます。国有林はもとよりでござりまするが、この一般の私有林につきましても、事実造林事業の実績は顯著に上っております。それほどの御心配をいただくような状況は現在のところはまあないわけでござりますから……。ただし、先ほども柴田先生の御指摘がありましたが、私どもの掲げております目標を相当に追及して参ります場合には、幾多問題があると、かように私ども考へるわけでございます。

職後におきましては、確かに苗木不足というものが造林推進の実の上から大きな原因であったわけでございますが、今日におきましては、地域的に多少過剰苗木ができるくらいまで、苗木の準備というものは、国、民間ともに充実をいたしております。状況でございまして、苗木問題については大した心配は要らないと私どもは考えております。

それからもう少し的確に、固有化すべきものはして、強力にやつたらいいじゃないかということをございます。が、ただいまも申し上げましたように、重要な水源地にありますような民有林につきましては、やはり国有林化が至当だという考え方から、これを国で買い上げて、その後の維持管理に当るというようなことで、現にやつておるわけでございますが、普通林につきましては、私ども必ずしも国有林化することが政策上正しい方法だとは考えておらぬ。すべての森林の立木につきましては、とにかく許可かかるいは届出ということでやつております。現行森林法的確な運営を期するだけでも、まあ私どもいたしましては、かなりやかましい桎梏が森林の仕事にはあるのだといふうにお考えいただけるのじやなかろうかと、かようにおえておるわけでござります。あげて森林法の適切な運用によりまして、ただいまの御不満のある向きにつきましては諒察して参りたいと、かようにおえているわけでございます。

それから、ただいまシヨウノウの原料になりますが、私どもいたしましては、これは御承知のように、主として適地は九州南部にあるわけであります。

が、天然生林につきまして、これを  
ショウノウの用途に当てるということ  
はもとよりのこと、適地につきまして  
は、やはり必要な契約に従いまして新  
しい造成を考えて参りたい、こういう  
方針であるわけでございます。

○委員長(堀末治君) ちょっとと速記を  
とめて。

〔速記中止〕

○委員長(堀末治君) 速記を起して。  
他に御発言もないようでございます  
から、質疑は尽きたものと認めて御異  
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認  
めます。

それでは、これから討論に入ります  
。御意見のあります方は、賛否を明  
かにしてお述べを願います。

○北村暢君 私は、この法案につきま  
して付帯決議案を付して賛成をいたし  
たいと思います。

ここで述べられておりますように、  
森林の伐採は、毎年の生長量に比較い  
たしまして相当の過伐になつてゐるの  
が現況であります。この際において、  
広葉樹の伐採規制の緩和をするといふ  
ことは、これの裏づけとなる造林事業  
の強化がなければ、はなはだ危険であ  
ると思うのであります。しかも、今度の  
改正案の趣旨によります林種転換を主  
体とするところの造林事業、これは從  
来の造林未済地の解消を主体とする造  
林事業よりも、はるかに技術的にも經  
済的にも困難であると思われるのであ  
ります。そういう点からしまして、私  
は、林種転換を主体とする今後の造林  
事業を完遂するためには、どうしても政  
府の適切な処置というものが必要であ  
りますので、以下付帯決議をつけた

いと思うのでござります。次に読み上げますので、御賛同をいただきたいと思ひます。

林種転換を主体とする造林事業を完遂するためには、次の諸点について政府はいかんなく措置すべきである。

る助長の途を講ずること。  
一、薪炭林面積の縮小とともに残存薪炭林の改良の方図を講ずること。  
一、造林樹種の選定に誤りなきを期するため適地適木調査を全国的に実施すること。  
一、造林成績を向上せしめるため、

○委員長(堀末治君) 他に御発言ござ  
いませんか。

〔賛成者掌手〕  
○委員長(堀末治君) 全員一致と認め  
ます。よつて本案は、全会一致をもつ  
て、原案通り可決すべきものと決定い  
たしました。

次に、討論中述べられました北村君  
の提出の付帯決議案を議題といたしま  
す。北村君提出の付帯決議案を本委員  
会の決議とすることに、賛成の方の掌

○委員長(堀末治君) 全会一致と認めます。よつて北村君提出の付帯決議案は、全会一致をもつて、本委員会の決

議とすることに決定いたしました。  
なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例によって、これを委員長に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(堀末治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。  
なお本案を可とせられた方は順次、総署名を願います。

多數意見者署名

重政	庸徳	東	隆
清澤	俊英	青山	正一
秋山俊一郎		雨森	常夫
佐藤清一郎		柴田	栄
下條	康麿	田中	啓一
仲原	善一	安部	キミ子
北村	暢	鈴木	一
上林	忠次	北條	雋八
島村	軍次	千田	正

○委員長(堀末治君) なお、ただいま国会一致御決議になりました御趣旨は、政府におきましてもこれを尊重し、適正な法律の施行と相待つて、御期待にこたえることにつきまして、一段と努力をいたす覚悟でございます。

○委員長(堀末治君) これにて、暫時休憩いたします。

議とすることに決定いたしました。  
なお、本会議における口頭報告の作成、その他自後の手続につきましては、慣例によつて、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。  
なお本案を可とせられた方は順次、御署名を願います。

重政	清澤	東
後英	秋山俊一郎	青山
彌徳	佐藤清一郎	雨森
	下條 康麿	柴田 常夫
	仲原 善一	田中 啓一
	北村 暢	安部キミ子
	島村 忠次	鈴木 栄
○委員長(堀末治君)	上林 千田	北條 篤八
の付帯決議案に対しまして、農林政務次官から発言を求められておりますか	軍次 正	一
ら、この際発言を許します。		

○政府委員(八木一郎君) ただいま御趣旨は、正な法律の施行と相待つて、御期待にこたえることにつきまして、一段と努力をいたす覚悟でございます。

○委員長(堀末治君) これにて、暫時休憩いたします。

午後一時三分休憩

に引き続き、委員会を再開いたします。

この件について、過日内閣から特定多目的ダム法案及び特定多目的ダム設工事特別会計法案が予備審査のため送付され、前者は建設委員会、後者は大蔵委員会にそれぞれ予備付託になつて審査中のものであります。これらは法律案はいずれも農林水産業に大きな関係があるものと考えられますので、当委員会においても当局から説明を聞き、その取扱い方について御協議を願う必要がありますと存じまして、本日議題いたした次第であります。

なお、この問題については、政府からの出席は建設省河川局次長の美馬郁君、開発課長の小林君、農林省管理部長の立川君が見えております。

まず、当局の説明を求めます。

○ 説明員(美馬郁夫君) それではざつと、提案理由は、要綱を抜粋したものでありますから、要綱を中心にお話を進めて参りたいと思います。

それでは、この要綱に入る前に、この法律を提出するに至りました理由でござりますが、これは提案理由にはございますが、この多目的ダム法は、多目的ダム建設工事特別会計法と、この二つの法律がうらはらになつておりますが、近頃、これによりまして、私どもが昭和二十五年以來河川総合開発事業といつしまして、いろいろ多目的ダムの建設を推進してきたのであります。が、近頃、多目的ダムの建設につきましては事業をできるだけ促進したいと、と申しますのは、民間あたりでやるダムのスピードに比べまして、予算等の関係か

に引き続き、委員会を再開いたしました。

特定多目的ダムに関する件を議題にいたします。

この件について、過日内閣から特定多目的ダム法案及び特定多目的ダム建設工事特別会計法案が予備審査のため送付され、前者は建設委員会、後者は大蔵委員会にそれぞれ予備付託になつて審査中のものであります。これらは法律案はいずれも農林水産業に大きな関係があるものと考えられますので、当委員会においても当局から説明を聞き、その取扱い方について御協議を願う必要があると存じまして、本日議題としたいたした次第であります。

なお、この問題については、政府からの出席は建設省河川局次長の美馬君、開発課長の小林君、農林省管理部長の立川君が見えております。

まず、当局の説明を求めます。

○説明員(美馬郁夫君) それではさつと、提案理由は、要綱を抜粋したものでありますから、要綱を中心にお話を進めて参りたいと思います。

それでは、この要綱に入る前に、こ

らなかなかが政府予算では思うようには渉が伸びないというような点であるか、あるいは能率この多目的ダムにましてもは共同工事と申しまして、「と電気事業者、たとえて申しますと営電気であれば県でござりますし、これから電源開発会社とかあるいは電社とか等と、共同事業という形をやつておったのであります、そのり事業と、いう形をとりますと、途中で経理等につきまして二重帳簿等を整なればならず、そのやりくり等が非常に不明朗でありますので、この際こういう点を是正すること、すなわち経理の不明確化を是正することと、これからでき上りましたダムの管理が、従来の形で申しますと、共同施行のために一つのダムにつきまして共同の所有権があるというふうな形で、これが非常に不自然な形でありますので、こういう点を解決する意味合いでおまじて、この法案を提案したよな次第であります。

河川法ではなかなか処置しきれないいろいろな問題がございますので、そういう点を、この法律を作りまして河川法の特例としてやろうということであります。

第二はダムの定義でございますが、「この法律において「多目的ダム」とは、建設大臣が直轄で建設するダムで併せて発電、水道又は工業用水道の用(以下「特定用途」という。)に供せられるものをいうものとすること。」この法律において多目的ダムとは、私ども総合開発事業といたしまして直営事業、補助事業をやっておりますが、補助事業の方はこの法律では多目的ダムとは申しませんで、直営事業だけを多目的ダムとして扱っております。

それから四でございますが、「建設大臣は、多目的ダムを建設しようとするときは、建設しようとする多目的ダムに關し、貯水池の利用計画並びに建設費及びその分担に關する事項等を定めてその建設に関する基本計画を作成するものとすること。」この場合において建設大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県及びダム使用権の設定予定者の意見を聞くもとのとすること。」これは、従来とても私ども総合開発事業をやる場合におきましては、各省と事實上においてはいろいろ意見の交換をしておつたのありますですが、今回法律によりまして、正式に基本計画を立てるときには、関係各省並びに関係府県の知事等の意見を聞いたり、協議したりするというふうにいたしまして、横の連絡の密接なることをはかつたのでございます。

それから五項でございますが、「ダム使用権の設定予定者は、多目的ダム

の工事に要する費用の一部を負担しなければならないものとすること。」これは今度の法律によりますと、從来共同施行という形をとつておりましたのが、今度は国が一元的に施行いたしましたが、そのうことでござりますから、その経費の分担の根本原則を法律に規定いたしまして、そのかわりに、相手方に對しても、それ相当な必要な経費を分担してもらおうということをございますから、その共同事業をやつた場合に各目的者が持ち合う率を大体踏襲していくこと、こういうふうな構想でございます。

それから七、八ございますが、「建設大臣は、ダム使用権の設定をするときは、設定の目的並びにダム使用権により貯留が確保される流水の最高及び最低の水位並びに量を明らかにして行わなければならぬものとすること。」  
「ダム使用権は物権とみなし、ダム使用権登録簿に登録するものとする」と。これは主として今回特定用途の利用に対し与えられまするダム使用権について規定したのでございまして、從来は共同事業という形におきまして、相手方は、中途半端ではございませんが、共有というような一部の所有権を持つておったのですが、今回はその所有権關係はございませんで、そのかわりに、はつきり物権の取扱いをいたしましたダム使用権といふのを設定いたしました、從来の立場と全く同一な強みを持たしたのであります。そして、そういうダム使用権を物権關係としたための必要な規定を入れておきました。

で、二以上の都府県の区域にわたる河川に存するもの及び政令で定めるその他のものについては、建設大臣が管轄を行ふものとすること。」これはこういふうにしてできました多目的ダムの管理をだれがやろうかということとござります。現在の河川法の建設から申しますと、こういう河川の工作物は河川管理者である知事が管理するに困難な場合に出たり、建設大臣が直轄工事をしたような分については、建設大臣がみずから管理をすることができます。そこで、その意を受けまして、このダムにつきまして、二府県以上にわたる区域のダムであるとか、あるいは一府県内のダムでありましても操作が非常に困難であるものとか、あるいはまたダム群が存在しまして、その一連操作をやはり大臣がやらなきゃならぬというふうな場合におきまして、これを建設大臣がやろうという構想でござります。

目的ダムによって貯留される流水を水利使用の許可是、建設大臣が行うものとすること。この場合において、建設大臣は関係行政機関の長に協議するとともに關係都道府県知事の意見を聞くものとすること。」これは現行河川法では、水利使用の許可是知事がやることの建設になつておりますが、この建設大臣直営するダムにつきましては、ダム使用権も建設大臣が与えることになりますから、それとうらはら、一体の関係でありますする水利使用の許可も、相手方の立場も十分考えまして、これは建設大臣がみずからやるというふうな建前をとつたわけでございます。

十四、「現に国と発電事業、水道事業又は工業用水道事業を営む者が廿二年同して設置し、又は建設しているダムは、これらの事業を営む者の持分が国に帰属した時において、多目的ダムにつきまして、從来、この三十二年度におきましても、建設大臣がすでにこういう意図のもとにやっているダムがござりますから、そういうダムにつきましては、相手方と話し合いをして、相手方が承諾しまして、この持分が国に帰属したときにおいて初めてこの法律の適用があるという建前をとつております。

十五でございますが、「十三の措置に伴い、河川法の一部を改正し、建設大臣が水利使用に関する処分をし、又は都道府県知事の処分につき認可をしようとするときは、関係行政機関の長

が、この際、從来各省間で問題になつておりました水利の処分につきましては、横の連絡を密接にする意味においてまして、この法律をもつまして河川水の一部を改正いたしまして、建設大臣が処分をしようとする場合には、農林省に關係ある分は農林大臣、発電に関するある分は通産大臣と、それぞれ関係の所管の大臣に十分協議いたしまして、滑なる遂行をやりたい、こういう趣旨の改正でございます。

以上簡単ではございますが、特定目的ダム法案の概略を御説明申し上げました。

○委員長(堀末治君) 農林省の農地問題部長、何かあなたの方の立場からこれに対する御意見ありませんか。

○説明員(立川宗保君) 特定多目的ダム法案でございますが、ただいま御説明のありましたような内容の法律案でございまして、その運用あるいは法律案の適用の際に、農業関係に関与するところがいろいろ出てくるわけでござります。そこで、この法律案を政府の中央部で立案をいたします過程におきましては、建設省とも十分よく打ち合せをいたしまして、この法律の実施について、法律の内容について、農業関係にいる問題が円滑に処理されまするようになります。それで、その内容は、ただいま御説明がございましたように、農業関係にいるいろ影響のありまする事項につきましては、一つ一つ個別の問題につきましては、関係の省庁と相談をするといふこと、それから重要な内容のものにつきましては政令でもつていろいろ規定を

目的ダムによつて貯留される流水を許可は、建設大臣が行うものとする。この場合において、建設大臣は関係行政機関の長に協議するとともに關係都道府県知事の意見を聞くものとすること。」これは現行河川法では、水利使用の許可是知事がやることの建設大臣になつておりますが、この建設大臣が直営するダムにつきましては、「ダム使用権も建設大臣が与えることになりますから、それとうらはら、一体の関係でありますする水利使用の許可も、相互に方の立場も十分考えまして、これは建設大臣がみずからやるというふうな建設大臣をとつたわけでございます。

が、この際、從来各省間で問題になつておりました水利の処分につきましては、横の連絡を密接にする意味において、この法律をもつまして河川法の一部を改正いたしまして、建設大臣が処分をしようとする場合には、農業関係ある分は農林大臣、発電に関する所管の大臣に十分協議いたしまして中滑なる遂行をやりたい、こういう趣旨の改正でござります。

以上簡単ではございますが、特定目的ダム法案の概略を御説明申し上げました。

○委員長(堀末治君) 農林省の農地保全課長、管理部長、何かあなたの方の立場からこれに対する御意見ありませんか。

○説明員(立川宗保君) 特定多目的ダム法案でございますが、ただいま御説明のありましたような内容の法律案でございまして、その運用あるいは法律の適用の際に、農業関係に関与するところがいろいろ出てくるわけでございました。そこで、この法律案を政府の内部で立案をいたします過程におきましては、建設省とも十分よく打ち合せをいたしまして、この法律の実施について、法律の内容について、農業関係の問題が円滑に処理されますように十分協議をいたした次第でございます。

で、その内容は、たゞいま御説明がございましたように、農業関係にいろいろ影響のある事項につきましては、一つ一つ個別の問題につきましては政令でもつていろいろ規定を定めます。かようなことによりまして、十分農業関係との運用は円滑にいくだる

うという工合に考えておる次第でございます。

○重政庸徳君 第二条において、多目的ダムの定義を規定しておりますが、これによりますと、河川法の規定によつて建設大臣が新築するダムで、電、水道または工業用水の目的に供されると思うのであります、現に建設省において建設せられておるダムも、この農業用水、いわゆる灌漑用水を適用する場合が相当ある、この取扱いはどういうようになりますか。

○説明員(美馬郁夫君) 私ども灌漑の場合に、まあ一般的な湯水増といううな立場である程度、専用的な立場、比較的少い、一般的に増水するといふような場合がござりますが、こういふうな場合は、この第二条にあります河川法第八条の第一規定によりみずらに行うダムと、こういう前段に入つておると考えておりますが、特定施設などを設けまして、また土地改良あたりがやる場合がございますが、それはこの法律案では七ページの第十条に専用の施設を新設し、又は拡張して、新築される多目的ダムによる流水の貯留を剰用して流水をかんがいの用に供するまゝは」というふうなことで第十条に規定をしておりますが、これによってやはりやっていこうといふうな気持ちを持っております。

○重政庸徳君 各省庁とよく協議すと申されますが、從来、建設省において施行したいわゆる多目的ダムで、農業用水の関係で農林省との協議が完全にととのわないのに施行した例が相當あるのですが、そういうときにはどうぞやるお考えですか。

多目的ダムを実施いたします場合には、もちろんこういう法律上の根拠も必要でございますが、現実にはこの予算がつきまして実施するわけでござります。従来こういう法律はございませんが、予算の折衝のときに、現実の問題として各省間で話がつきませんと、予算がつかなかつたのであります。こ<sup>ういう建前でございまして、私ども現実に事實上の連絡を農林省なり通産省とやつて参つておつたわけであります。意見が全然食い違つて一方的にやつたということは從来はない」と、こういふふうに考えております。</sup>

○重政庸徳君 私はあるよう思ひうのですがね。そうすると、今度は多目的ダムの特別会計に入れた各ダムの経過実情ですね、協議のそれを示してもらいたい。私はあると思うのだが、あなた方はないと言うが……。

○説明員(小林泰君) 今の御質問でございますが、多目的ダムの計画を建設省で実施いたしましたのは昭和二十四、五年ごろからでございますが、その当時多少関係各省との協議が不十分であった問題は、御指摘通り過去においてはあると存じます。ところが、電源開発調整審議会に関連しまして、つまり電源開発促進法の費用負担の政令が出来まして以来は、関係各省の間に覚書がございまして、そういう多目的計画につきましては、関係各省で予算要求前に十分な協議をするという協定になつております。実はここにあげております特別会計の十二地点につきましてでございますが、特に農林省の二瀬につきましても農林当局との協議をととのえまして、すでに最近費用

上、最近費用配分が決定されることになります。それから駿川は農業用水の関係でございませんが、岩木川につきましては、これも農林省の農地局と御相談の上、開墾事業の方がまだ調査中でございまして、先週関係各省の協議をととのえてござります。それから岩手県の和賀川につきましては、これは農業用水配分の方へ事務連絡として提出されておりまして、これについてはただいま直ちに費用配分を決定する段階まで至っておりませんが、三十二年度早々において協議いたしたいと存じます。それから丸山磨川の計画につきましては、これは農林本省の方でも、ダムの費用負担について、最近最終的な費用負担の限界というものについての案がまとめられたような結果になつております。これも最終的な費用配分の決定は、和賀川同様、三十二年度に入りましたて、なるべく早い機会に決定するといふところまで協議がととのつております。それから新規の事業といたしまして、宮城県の名取川の計画がござります。これにつきましては、農林当局と zwar、それから実施計画の調査が、地点が三カ地点ございまして、雄物川と鬼怒川

川と揖斐川、この三河川でござりますが、これは来年度におきまして、ダムの多目的計画の基本計画を確定する段階にまで調査計画を進めることになります。それで、これまで調査計画を進めておりまして、これにつきましては、かわるべく、鬼怒川については、農林省としても、鬼怒川筋の渦水補給上緊急に実施しておった地点でございまして、この鬼怒川の計画については、農林省としても費用負担の問題については最終的な結論はまだ出ておりませんが、このダムの実施に当つては異議はないというふうな意見を申し出しております。それから揖斐川の横山につきましては、農業の方の調査が実はまだ県の方の調査の段階でございまして、ほかの地点に比べますと、農業の関係の調査が多少おくれておりますが、揖斐川水系付近においては、農林省としても異議はないという御回答を得ております。

に、一方的に電源開発のダムを認可してしまった。この問題は御承知でしょう。それで、ここで取り上げて、初めて建設省なり通産省なり、北海道厅なり開発厅なりが問題にした。まだ解決しておらない。そういう重大な過失がある。これも予算がついて仕事をしておるでしょう。だから、そういう考りをもつてやるということになると、私は必ずしもこの多目的ダムには反対ではないけれどもが、そういう施行のやり方を、観念をもつてやるとなると、これは反対せざるを得ない。君、間違っているのじゃないですか。

○ 説明員(美馬郁夫君) そういうことは間違いでござります。  
○ 重政徳君 次に、第十条におきましては、  
して、灌溉用に供する場合の受益者負担金を規定してあります。従来から  
このたび何ゆえにこの農民の負担制度をここで初めて設定したか、しかもこの「十分の一以内」というような規定を設けてあるのは、これはどういう理由ですか。  
○ 説明員(美馬郁夫君) なるほど仰せの通り、この規定は従来事実上にはやつておらなかつたのであります。現在私どもが特別会計で計画しておられます継続中の、すでに基本計画が実上まとまりましてやつておる七つのダムにつきましては、この法律の適用ではないということを付則でやつております。ですから、十条が新しく適用していくのは、今後新しい計画を作つてやつていくこれからダムについての問題でございます。  
じゃ、なぜそういうふうな立場をとつたかということでござりますが、これは私どもの解釈では、従来、こういうものは従来のやり方でいいのじやないかというふうな意見でもございまして、しかし一方農林省の方でやつております土地改良事業等のバラエスもございまして、そういう点で政府もなぜ土地改良とびったり数字が合いませんかといふうな意見もござりますが、この一割の問題につきまして、こういう十...の一つは、大体従来のい

きさつで全然とつておらなかつたのでございまして、これを今後新しいダムからとるというふうな一つの立場をとつたために、従来のまあ歴史的と申しましようか、そういうふうな立場から一割にきめたのと、それからもう一つは、土地改良事業で行われる事業は單一目的でございまして、直接その効果を確保することを目的とするものでございますが、この点、多目的ダムの場合には、出水の状況に応じまして洪水調節を行ふ等、その操作によつてそれぞれの目的に対する効用を調整する立場があるのでございまして、こういう点と前に申しました歴史的な従来のいきさつから申しまして、全部の費用の一割という率をきめたわけでございます。

○説明員(美馬都夫君) その問題は直接にはございません。

○重政庸徳君 そうすると、農民から、多目的ダムの法律によると、何か徴収の規定でもあるのかどうかしらぬが、農民個々からとのことです。おそらく個々からとのということになるのぢやないかと思うのですが、どういう農民の個人からとのですか。

○説明員(美馬都夫君) 私どもの方で考えておりますのは、土地改良区等を対象にしておりますが、結局個々から徴収されるということになるだらうと思ひます。

○重政庸徳君 それはおかしいので、農業団体、土地改良区からとのならば、土地改良法によつて徴収するよりほかに方法がないと思う。払わぬといふときにはどうするのですか。そういう場合が生じてくるだらうと思うのだが、こういうやり方をすると。

○説明員(美馬都夫君) その点につきましては、現行河川法でも、受益者が受益者負担金をとるという規定がございまして、その点と、この点につきましてはあまり変わらない。それを専用施設の場合にははつきりさせただけでございまして、差しつかえないと思ひます。

○重政庸徳君 実は、これは農民個々からとのように解釈するより方法がないと思うのですがね。農業団体からとるといつても、土地改良区からとるといつても、土地改良区は出しはしませんよ。土地改良法によらねばとれないと。徴収規定があるのだ。それが農民個々からおとりになるというならば、

それは別で。そうでしょう。どうお考えになるのでしょうか。私はそれより方法がないと思います。

○説明員(美馬郡東君) その点は、やはり受益者でありますから、農民個々から徴収する、こういうことになるだろうと思います。

○重政庸德君 出さぬ場合には、これは何かの徴収規定があるのですか。

○説明員(美馬郡東君) 強制徴収の規定がございます。この法律の建前が、そういうふうに一般会計から入れる分とか、いろいろ農民——今の場合は負担金という形をとつておりますが、負担金とか、あるいは一般会計から入れた分とか、あるいは府県の負担金とか、こういうものが一緒になりましてこの工事をやることになつておりますから、それはやはりどうしても出していただかなければならぬ。それがあつて初めて、仕事ができるのだと思います。

○重政庸德君 これは農民が納得した場合には、それはもうやすいishよう、出すことは、土地改良団体、土地改良区といふものがあるのだから、その土地改良区で出そう、こういうことになる。ところが、納得せぬ場合には、農民個々から、何千人、何千戸といふ農民からとろうと、いっても、それは事実不可能じゃありませんか。まあ、それであなた方が個々からるとん言われるならば、それでいいですがね。

そうすると、次に、御承知のように、十条で農民は受益者負担をいたしておりますね。この場合の農民の組織する団体はダムの使用権を、発電あるいは水道または工業用水道と同様に、

私は有する権利があると思うのです、負担をする以上は。ところが、この法律では農業団体だけはずして、そうして農業用水だけはずして、工業用水及び電気とかいうようなものだけこの使用権を認めておるというの、これはどうしてそういう差別的な取扱いをするかということです。

○説明員(美馬郡夫君) その点は、そういう御質問を持たれるだろうと実は私どもも考えておったのでござりますが、これは特に農民のためを思つて、わざわざこの第二条からはずしておるのでござります。と申しますのは、第二条で特定用途にいたしますと、そのための経費の全額を持たなければならぬという建前になつてくるわけでござります。と申しますのは、この第二条で、多目的ダムをやる場合に、各用途の経費の負担が、御承知のように、電源開発促進法による費用割り振りの政令に基きまして、あの政令の効用分を全部持つという建前をとつておるのでありますて、これはこの原則を農業に適用するのは、従来のいきさつもあり、そういう点を考えると適當ではございませんので、特に第十条に専用施設という受益者負担の原則を利用いたしまして、特に一割というふうにしほつておるのでありますて、私どもは農民のみならず、ダムを共用する権利を有するというふうに解してもいいのです。

○説明員（小林泰君） もう一度、どういうことですか。

○重政庸徳君 電源開発促進法の政令によりますと、ダムは共用工事であるから、農民の組織する団体が、水利権のみならず、ダムを共用する権利を有するというように解してもいいですか、この多目的ダムについて。

○説明員（小林泰君） 電源開発法六条二項の規定は、共同して施行する場合の規定でございますから、先生のおっしゃる通り、共用の場合の規定でございます。しかしこの法律に言います費用配分は電源開発法第六条二項の方針を基準としてやるだけでございませんして、このダムそのものは国の所有でございます。従いまして、今美馬次長から申し上げましたように、建設大臣がみずから施行する河川工事の中に用水補給の目的を含めたものとして、建設大臣の責任においてそういう用水補給も行なってしくという考え方でござります。

○重政庸徳君 少くともやはり一割の負担ということが、法律の規定の上で、農民はその負担の義務を負わされておるのでですからね。だから、前の御答弁の通りに、あととの費用といふものはどういうものですか、維持管理費用ですか、そういう費用は当然負担せぬでも、同じ権利を与えて至当じゃないかと思う。それをのがしてやるから、特定の電源開発とか工業用水とかいう団体よりもその共用の権利をはずすというのは、ちよつと時代おくれです、昔の選挙権みたいに、何円かよりも多く納税した者が選挙権を有するというよ

うに、非常に私は時代おくれの考え方じやないかと思うがね。

○説明員(小林泰君) お答え申し上げます。先生の御質問、御心配はごもつともでございますが、もうちょっと具体的に申しますと、もうちょっとはつきり御説明申し上げらるると思ひますので、ダム使用権なりダムの容量の操作についての具体的な考え方を申し上げたいと存じます。ダムの計画を定めますときに、一番下の方に、貯水池が土砂で埋まらないために、御承知のよう、死水、デット・ウォーターワーとつてあるわけでございましてその上に、灌漑期に必要な農業水利あるいは工業用水等の下流に、必要な容量の貯水をとりまして、その上に洪水調節が必要な容量をとつておる。従いまして、ただいま申し上げました下流の農業用水等に必要な容量の水位まで水位が下つて参りますと、それから下のダムにおける発電所の放流は、下流の必要な流量に従つて、それに制約されながら運転するような水利使用の内容を、発電所の方へ負わせておるわけであります。そういう考え方のもとに立つて、ダムの操作規程を作つて参考でござります。従つて、灌漑等の下流に必要な量につきましては、むしろ発電がそれによって制約されるから運転するということになるわけであります。

○秋山俊一郎君 ちよと関連して。今のお話、農業のお話ですが、私は水産の立場から考へると、水が非常に少くなつてくると、魚がいなくなつてくるのですが、その必要な流量を流すために、漁業者からも負担金をとるので、ダムができますね。そうすると、ダムができる、そこから灌漑用水

ド・ウォーターとか何とかで流していく。その流量は一定の量をきめてあるので、ダム使用権なりダムの容量の操作についての具体的な考え方を申し上げたいと存じます。ダムの計画を定めますときに、一番下の方に、貯水池が

できり御説明申し上げらるる思ひますので、ダム使用権なりダムの容量の操作についての具体的な考え方を申し上げたいと存じます。ダムの計画を定めますときに、一番下の方に、貯水池が

いて私は質問するのですが、今言うように、負担の義務を負わすだけで、そしてその権利は異なつて差別的待遇を受けておる。この点、農林省側とすればどうお考えになりますか。

○政府委員(安田善一郎君) 第十条の規定につきましては、いろいろ意見がありますが、農業者と同様によつて、農業者の受益者と同じように負担金をとるのですか。

○説明員(美馬都夫君) それは全然とりません。○秋山俊一郎君 農業とどういう割り振りになるのですか。農業者からはとつていく、水産業者からはとれない

○説明員(美馬都夫君) それは、そのダムを作るときに水利権というものが与えられますから、そのダムを作るときの水利権に、その魚に必要な水は流しなさいといふ処置をしておりますから、これはこの法案とは直接関係はありません。これはこの法案とは直接関係はありませんが、これはどうなんですか。

○重政庸徳君 それは関連質問ですか。

○田中啓一君 それでは、関連の意味を先に明らかにしておきます。「専用施設を新設し、又は拡張して」とい

う、これは「流水の貯留を利用して」にかかるているのだと思いますが、そのとによって、農業者の受益者と同じように負担金をとるのですか。

○説明員(美馬都夫君) それは、そのダムを作るときに水利権というものが下つて参りますと、それから下のダムにおける発電所の放流は、下流の必要な流量に従つて、それに制約されながら運転するような水利使用の内容を、発電所の方へ負わせておるわけであります。そういう考え方のもとに立つて、ダムの操作規程を作つて参考でござります。従つて、灌漑等の下流に必要な量につきましては、むしろ発電がそれによって制約されるから運転するということになるわけであります。

○重政庸徳君 ところが、従来はど

り入れ口はうまくいきませんので、ほとんどしょっちゅう取り入れ口をいろいろなぶつております。そうすると、

○田中啓一君 そうしますと、結局問

題は、この横山ダムのできるのに関連しまして、新たに相当大規模な灌漑

施設を設けて、そして水をとつて特定の新しい開墾をやると、そういう新しい施設を新しく作つていくわけですね。そういう場合は、特殊の問題としまして負担金をかけていこうという建前でございます。

○説明員(美馬都夫君) これはやはり、ダムを作ると同時にそのダムと一緒に、そのダムを利用して一つの専用施

設を設けて、そして水をとつて特定の新しい開墾をやると、そういう新しい

○説明員(小林泰君) 存じております

がなかなかつけにくいのでございましては、多目的ダムによる流水の貯留を利用する場合に、直接農業用の専用の施設を設けて、専用の施設を新設または拡張する場合だけ、そういうふうにしまして灌漑の用に供するもの、その場合にだけ費用の負担をするので、あとはさせられないといふうに解釈したいと思っておるわけございまして、また重政先生の、費用負担を理解したいと思っております。

○重政庸徳君 どうもはつきりよくわからぬのですけれどもね。私は簡単に、やはりそういう場合でなければなりません。この率のきめ方は受益の限度といふことになりますと、この水利権にしておられますと、ところの水利権にしておられませんので、むしろ逆な立場か

らわれわれはこうしているのだといふうに御了解いただきたいと思いま

す。

○田中啓一君 関連をいたしまして。

○説明員(小林泰君) 従来ございませんでも、その費用負担は専用施設によりますと、この水利権にしておられる方を論じておるのはないのほどのことですけれどもね。私は簡単に、やはりそういう場合でなければなりません。この率のきめ方は受益の限度といふことになりますと、この水利権にしておられますと、ところの水利権にしておられませんので、むしろ逆な立場か

らわれわれはこうしているのだといふうに御了解いただきたいと思いま

す。

○説明員(小林泰君) 先生のおっしゃることは、おそらく河床の変化、土砂の堆積その他でもって頭首工の位置を変えるとか、そういう局部的な改良の意味だと思いますが、そういうものはここで考えておりません。

○田中啓一君 そうしますと、結局問

題は、この横山ダムのできるのに関連しまして、新たに相当大規模な灌漑というものが計画された。ところが、まだこれまで取つておらない水を新たに取るのですから、おそらく河川法による許可を得なければ、ダムのできるでないは別として、取れないのだろうと思いますが、まあ相当、何トンかの水を、横山ダムができればその下の所から水を取り入れて、そしてまあだい

ちらへ入れますと、電気とか農業とか水道なんかの場合に、一方電気、水道を一部にして、農業を十割にする理由

○説明員(小林泰君) お答え申し上げましたように、十割にしておきます。「専用施設を新設し、又は拡張して」という制度をとりまして、そちらなら、この率のきめ方は受益の限度といふことになりますが、農業者と同様によつて、農業者の受益者と同じように負担金をとるのですか。

○説明員(美馬都夫君) それは関係ございませんね。灌漑設備がありますね。それは関係ございませんね。

○田中啓一君 それでは、関連の意味を先に明らかにしておきます。「専用

ふ広範な所へかけたらどうだらうかと、こういうので、今のお話のようになると、相談中だという段階にあることは私もよく存じております。ところが、それは非常に大きい水になれば、ダムの手加減をしようしてもらわない、と、灌漑はうまくいかないだらうと思ひます。が、ある程度の水ならまだ揖斐川から取れたのじゃなかろうか。そう考へると、まあその水の分量全部がこのダムのおかげによるというふうにも考えられないじゃないかとも、私は思うのですよ。そこで、まあそういうこともあるから、十条で一割といふほどの負担者に比べれば一割といふにしてやるのだ、こういうお話をなんども、どうも先ほど重政君から問題にされたように、一割と頭ごなしに言われたから、もっと小さくなり得るでしょうけれども、この「以内」の「内」のところが、何かもう少し基準といふのはあり得ないものだらうか。まるまるただ、いうことも欲が深過ぎるといふことも、言えぬこともないと思うのですよ。何かそちらにもう少し基準がありそうなものだと思いますが、いかがでござりますか。

○説明員(美馬郡夫君) まことに残念なことでございますが、これはいきさつから申しまして、一割ということになつております。

○田中啓一君 沿革から申しましていつも、沿革はないでしよう。重政さんが指摘される通り……この法律で初めてできたということで、沿革というの私はないと思ひますが、いかがですか。

○説明員(美馬郡夫君) これはこの法

律を作る場合の政府部内の申し合せが、一割でいいこう……もちろん先ほど申しましたように、從来沿革はございませんが、河川法におきましては受益者負担金の規定がございまして、私は非常によく存じております。ところが、それが非常に大きい水になれば、ダムの手加減をしようしてもらわない、と、灌漑はうまくいかないだらうと思ひます。が、ある程度の水ならまだ揖斐川から取れたのじゃなかろうか。そう考へると、まあその水の分量全部がこのダムのおかげによるというふうにも考えられないじゃないかとも、私は思うのですよ。そこで、まあそういうこともあるから、十条で一割といふほどの負担者に比べれば一割といふにしてやるのだ、こういうお話をなんども、どうも先ほど重政君から問題にされたように、一割と頭ごなしに言われたから、もっと小さくなり得るでしょうけれども、この「以内」の「内」のところが、何かもう少し基準といふのはあり得ないものだらうか。まるまるただ、いうことも欲が深過ぎるといふことも、言えぬこともないと思うのですよ。何かそちらにもう少し基準がありそうなものだと思いますが、いかがでござりますか。

○田中啓一君 私は、その御答弁は非常に満足できないと思います。政府部内できましたから、それでやるの

です。政府に向つて私は質問しておられるのですから、部内でどういう御議論をなさるが何なさるが、食い違え

ばまた食い違いで、いろいろ問題も出しましようけれども、私はそういうことを言うつもりはさらにならないのですよ。それよりも、どういうつもりでこう

いうことになさつたかとお伺いするのですから、講会に対し御説明なさらなければいけないと思います。

○説明員(美馬郡夫君) 一割の根拠の説明を科学的にやれというお話をだと思

います。が、これはなかなか科学的にやりにくいのでございまして、從来のいき

ます。従来これは、治水目的のいわゆる河川改修にしろ、その洪水防止には、非常に協調をとつてやらないかぬのですよ。従来これは、治水目的のいわゆる河川改修にしろ、その洪水防止には、もちろんそれが目的になるのだけれども、農業用水から考へると、實際河

床が下る。下らなければ工事の目的が達しないのですけれども、下るため

に、あの利根川の例を見ても岐阜の田中君の生まれたところの長良川の例を見ても、とにかく従来の取り入れが不可能になるのですよ。水位が下つてきて、そろして上流まで取り入れが延ば

されるわけです。これが非常に多い。これはやはり河川改修及びこういうダムの結果——まあダムはそれを目的でやつておる、河川改修はそれを目的でして、理屈を科学的に説明せよと申さ

れました。が、非常に苦しいのでございまして、一割といふ考え方をとつておる

わけでござります。

○重政庸徳君 この多目的ダムは、も

うようになつてゐるが、この法令の目

的はやつぱし治水が主目的でしょ

う。この点はどういうことですか。

○説明員(美馬郡夫君) 法律上はこの

定義に、「この法律において「多目的ダム」とは、建設大臣がこれこれとい

うことで別に治水が主目的という表現を

とつておりませんが、実際問題として

は、私どもはそういうものを多目的ダ

ムとして運用していこう、現在、実態もそうでございますし、さういうふうに考へております。

○重政庸徳君 そういうことになりま

すと、やはり農業用水との関係は、非

常に協調をとつてやらないかぬので

すよ。従来これは、治水目的のいわゆる河川改修にしろ、その洪水防止には、

もちろんそれが目的になるのだけれども、農業用水から考へると、實際河

床が下る。下らなければ工事の目的が

達しないのですけれども、下るため

に、あの利根川の例を見ても岐阜の田

中君の生まれたところの長良川の例を見ても、とにかく従来の取り入れが不

可能になるのですよ。水位が下つてき

て、そろして上流まで取り入れが延ば

されるわけです。これが非常に多い。

これはやはり河川改修及びこういうダムの結果——まあダムはそれを目的で

やつておるけれども、そういう協議が

從来農林省でとれておらぬのですか。

が、ただ、灌漑の設備は、今話が出来ます。まあ從来ゼロであった点、そ

れから土地改良等の点等を考慮いたし

まして、一割といふ考え方をとつておる

わけでござります。

○説明員(美馬郡夫君) この多目的ダムは、も

うようになつてゐるが、この法令の目

的はやつぱし治水が主目的でしょ

う。この点はどういうことですか。

○説明員(美馬郡夫君) これは、その

ちろん農業用水も貯留することがで

きるようになつてゐるが、この法令の目

的はやつぱし治水が主目的でしょ

う。この点はどういうことですか。

からこれはよく協調をとつてもらわなければならぬ。

それから先ほどの御答弁で、予算

はついても、とにかく各省のそういう

はつたとつてもよろしいのです

か。それが当然だらうと思う。

ありますから、そこをかれこれそ

の影響を考えられて、しかもどう

かすると、その負担金を払う方は、同

じよう農民が払う場合がまたあり得

るのでね。でありますから、私は詳

しく御承知かと聞いたのはそれなん

ですが、実はあの揖斐川の場合は、負担

者が同一の区域もあるのですよ。二重

の適用につきましては、私は、もと

とが腰だめでありますから、少し長

い間の農民の河川の水利用の慣習も考

えて、一つやつていただきたいのです

と、いう注文をしまして、質問をこれで

やめます。

○安部キミ子君 この法案が通過しま

るとお思いになりますか。

○説明員(美馬郡夫君) いろいろダム

の建設から管理までの段階がございま

すが、中にはおそらくそういう建設大

臣の権限が強化される部分もあると思

います。

○安部キミ子君 提案説明、法案の要

綱にもありますように、「関係行政機関

の長に協議するとともに、関係都道府

県知事及びダム使用権の設定予定期

意見を開くものとする」、ここが一つ。

それから、ずっとそのあとにも、特定

ると、まあ一般的にはいいことだけれども、灌漑設備を持つておるものは、頭

ダムができたので相当の負担をして頭

のを負担するとはおっしゃらない。で

もそれ、ダムの方は別段そういうも

のを負担するとはおっしゃらない。で

ありますから、そこをかれこれそ

のを負担するとはおっしゃらない。で

「二以上の都府県の区域にわたる河川に存するもの及び政令で定めるその他のものについては、建設大臣が管理を行ふものとする」それからそのほかにも、知事と協議をするとか、関係者と協議をするというふうな項目がたくさんございます。しかし、要するに、今私が質問しましたように、大臣の権限が非常に強化される、こういうことになりますと、あるいは発電事業、水道事業、工業用水、農業用水というふうな各水を要望する所から、自分の方に有利なような条件にしてもらいたいというので、それぞれの立場から非常な圧力をもつて、すべてのいわゆる水利権、使用権、物権、管理権を持つておる建設大臣に働きかけがなされるのではないかと思うのですが、その点はどうですか。

れができたからどうというふうなことはないと思います。

また、要綱の十五でございますが、この十五は、現在なかつたところではございまして、現在水利使用につきましては、建設大臣が河川法によりまして一方的にやれるという建前の法律でござりますが、これは、この法律を改正いたしまして、それぞれ所管の行政庁によく相談して意見調整をやってからやろうというふうな建前をとつておるわけでござります。

○安部キミ子君 今あなたの御説明のように、円滑にいくことを私も希望しますけれども、この水利権という問題は、非常にあらゆるところで命がけの戦いがなされておるわけなんですね。でありますから、私は、トラブルが起る心配があるこういう法律を、建設大臣が一手に権限を持っておるといふふうなことは、やはり何かしら先々心配が残るわけなんです。その点、あなたの方でそういうことは絶対にないといふ言明がなされれば、私はこの法律を通すことに何ら異存はないのですが、どうですか。

○説明員(美馬郁夫君) その点でござりますが、この法律を出す場合において、関係各省とそういう点につきましてはいろいろ折衝を重ねまして、各省の言い分も私どもよく十分に尊重してこの法律を作つておるのでございまして、トラブル等は私ども起らないと思ひますし、また、そういう問題がありましても、よく連絡をとりまして、円満にくちよくに心がけたい、こういうふうに考えております。

○安部キミ子君 そういうことになれば

ば大へんけつこうでござりますから何も私は申すことはありません。  
もう一つ、先ほど受益者の負担と  
う問題で、農民からもとる、こういふ  
話でございましたが、御承知のよ  
くに、下松の温見ダムの問題で負担と  
う問題があつて、地元では大へんざ  
いでいるのは御存じでございましょ  
か。  
○説明員(小林泰君) 温見ダムの仕事  
は農林省所管になつております。私ど  
もには關係ございません。  
○安部キミ子君 それでは、農林省の方にあの問題をちょっとお話しして、  
ただきたいのです。  
○説明員(清野保君) 温見ダムは昭  
和十六年に県営事業としまして承認にな  
りまして、戦時中、決戦非常措置と  
う法律によりまして工事を中止し、終  
戦後再開されて、一昨年、昭和三十年度  
にダムが完成いたしました。このダム  
は農業用水と同時に工業用水の保水  
をする目的をもちまして、工業用水並  
びに農業の間でもつて費用の振り合い  
をいたしましたところが、その後農民の  
費用の負担につきまして地元の農民の  
間で問題が起りまして、現在、土地支  
援区の総代会を解散いたしまして、そ  
の総代をあらためて選挙し直す。た  
か数日前に選挙を終りまして、新しい  
総代会ができましたので、その新しい  
総代会が、施行団体でありますところ  
の県と十分協議をして、その費用の負  
担問題等についての解決をはかるよ  
うに、目下指導いたしております。  
○安部キミ子君 ただいまのお話で、  
大体皆さんお聞きになつたと思ひます  
が、農民から負担をとるということは  
非常に困難なんですね。ことに、ダム

受農かと思うのです。その点、どうですか。  
○説明員(美馬郁夫君) その点、御見は十分わかるのでござりますが、どもやはりあくまでも、農民の場合おきましても、利益がはつきりして専門施設を設ける者は十分の一以内となるようにしていただきたい、こういうふうに考えております。  
○雨森常夫君 私、ちょっとおくれ来ましたので、重複するかも知れませんが、お伺いしたいのですが、第二に農業水利を入れるか入れないかと、うようなことを、この法案を作成される前によく御検討になつたことがあるのかどうか、もしあるとすれば、なここにあげられなかつたかということを、まず一つお伺いしたい。  
○説明員(美馬郁夫君) それは、先どからいろいろ先生方からも御意見出ておつたところでございまして、ども、その点は十分議論いたしました。農林省とも連絡をとりまして、ういうふうな建前にしたのでございまして、と申しますのは、この第二で、特定用途というふうなところに溉を入れますと、この第二条に入つた場合のダム使用権が設定された場合ですと、効用の全額十割を負担するという建前に当然なつてくるのであります。まして、農民の場合にはそういう十負担というわけには参りませんから第十条で、農民の場合は専用施設を設けても一割負担という建前をとつて、農民の場合には二条に入れませんで、第一条でわざわざ受益者負担というふうに建前をとりましてやつたのでございまして、主として経費負担の建前から



○千田正君 そうしますと、法的解釈でいえば、たとえは物権として取り扱われておる以上は、民法の規定に基いて、いろいろな問題が起きた場合にあります。

○田中啓一君 それは第何条かに書いたことがありますね。

○説明員(美馬都夫君) 二条でござるということですね。

○説明員(美馬都夫君) この法律にもそういう救済規定も所々にはございませんが、それでないところは、もちろん民法の保護を十分受けるというふうに解釈しております。

○田中啓一君 ダム使用権者というものの範囲についてお尋ねしたいのです。それが、本法によりますと、第五条あるいは第十五条规定によります。

○田中啓一君 十五条の二号でどう

ます。

○説明員(美馬都夫君) 十五条でござりますが、その今の掛用筋で今度催されおる農業用水の土地改良区ですかね、これはダム使用権者になります。

○説明員(美馬都夫君) 土地改良区はダム使用権者にはなりません。

○田中啓一君 しかし、どうもこの法文を見ると、たとえば十五条を見ましても、「申請人が多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該特定用途に供する」という規定に適合すること、「以下二号の規定にも合っていまして、使用権者になるようと思いますが、そろはならないのですか。

○説明員(美馬都夫君) その関係は、定義の第二条に特定用途という定義がございまして、特定用途に入らなければダム使用権の対象にしない、という建前になつておりますので、灌漑はダム使用権になつておませんから、ダム使用権の対象にはならないということです。

○説明員(美馬都夫君) その関係は、定義の第二条に特定用途という定義がございまして、特定用途に入らなければダム使用権の対象にしない、という建前になつておりますので、灌漑はダム使用権になつておませんから、ダム使用権の対象にはならないということです。

○田中啓一君 それは第何条かに書いてあります。

○説明員(美馬都夫君) 二条でございります。

○説明員(美馬都夫君) 多目的ダムの定義なんですね。そうしてそれを「特定用途」というと、そう書いてあるのですね、二条は。どこかの条文に特定用途のものでなければならぬという条文があつたでしよう。何

か、私は前にさつと読んだときには、たような気がしたのだけれども、書いてあるのですね、二条は。どこか

の条文に特定用途のものでなければならぬという条文があつたでしよう。何

ム法には載つておりませんが、これはやはり多目的ダムをやります場合にあります。

○説明員(美馬都夫君) 二条でございります。

○説明員(美馬都夫君) 二条はそういうふうには……。二条は

非常にその点けつこうですが、そのかわり、お前らには一切相談しないぞ

やはり多目的ダムを作る場所もない、この際仲間

は、もちろん水利権の問題も出てきま

る場合の調整の問題とか、補償の問

題、必ず新しい権利を出す場合に補償

の規定はありますから、そういうこ

とで解決して、いきたいというふうに考

えております。

○千田正君 それは別個な……。それ

じゃ、多目的ダムの法案には載つてい

ないが、そういう問題が起きた場合に

は、河川法なりその他の方で補充して

いくという考え方なんですか。

○説明員(美馬都夫君) この多目的ダム法は、最初提案理由にも説明しま

たように、河川法の特例になつており

まして、現在の河川法にない部分だけ

を規定した点でございまして、あとは

原則の法律に基いてやつしていくとい

うで、河川法に基く処分がありまして、そ

れはダム使用権はもぢん、そういう

によって権利保護なり権利調整は十分

なるわけであります。従いまして、ま

ず私どもの出先機関において細部の実

務設計を立てるわけであります。その際

に、農林関係の方の出先機関にも十分

なるわけであります。従いまして、ま

たくことになる。そういうような過程

において、今御指摘のよう下流の用

農業用水をやろうとしておる団体、そ

れから從来からその河川を使っておつ

た団体、いざれもダム建設並びにダム

の用水、この貯留量の用途別

配分について、あるいはダムの管理

規則についても、それは相談するそよ

と、こういうことがありますか。

○説明員(美馬都夫君) それは、河川

の水利権者としては、貯留量の用途別

配分についても、あるいはダムの管理

規則についても、それは相談するそよ

と、こういうことがありますか。

いうふうなことで、またほかにもう一つダムを作る場所もない、この際仲間

は、もちろん水利権の問題も出てきま

る場合の調整の問題とか、補償の問

題、必ず新しい権利を出す場合に

はありますから、そういうことには、

いうふうな建前になつてくるよう見え

ます。

○説明員(小林泰君) 実は、この農業

関係の計画が、やはり基本計画の内容

としては、多目的ダムである以上非常

に重要な内容であることは、先生方の

御指摘の通りでございまして、実はこ

の基本計画を作る際に、ここには関係

の計画を作りますが、実際は各省が集

まって衆知を集めめて作るという内容に

なるわけであります。従いまして、ま

たくことになる。そういうような過程

において、今御指摘のよう下流の用

水不足地に対しても、一口乗りたい、ま

た金は出すというような、まあ非常

に、この法律でいえば必ずしも金は出

さないでも乗れるわけなんですが、それ

も、そういうような場合には、第九条

に受益者負担金の一般の例がございま

して、十条以外の受益者負担の負担を

させることができますか。

○説明員(美馬都夫君) それは、河川

の護を受けるような建前になると思ひます。

○重政庸徳君 そうすると、今の関連して、農林省は各水系におけるいわゆる農地と水量との関係といふもの

を、急速に確保しなければならぬ。そ

うすれば、建設省のこの多目的ダムの

協議をせられるときに、軽々にここは

許すということは言われぬ。そういう

準備ができておりますか。あるいはそういう準備もこれからやろうとしておるか、その点は農林省から一つ御答弁を願いたい。

○政府委員(安田善一郎君) この法案によりますと、先生の御意見の通りになりますので、準備がてきておるもの十分である場合は十分に調査をし、意見ができた上でないと協議を整えるわけに参らぬと、こう思つております。

ただ、本法を制定され、法案を作成されたに当りましての御協議は、河川法の特例という法律を作る前であくまでおられるというわけでございまして、河川法そのものは土地改良区、あるいはその他の関係、地元関係者の意見を聞く等の措置が、法律の全文にわたりまして一つも見受けられませんの

ことになりますと、十分なる国民の意識を取り次ぐこと及び関係官庁と協議を整えるということはできないかと思ひます。

○政府委員(安田善一郎君) そういうことではありませんと、十分なる国民の意識を取り次ぐこと及び関係官庁と協議を整えるということはできないかと思ひます。

○田中啓一君 第九条の「多目的ダムの建設によって著しく利益を受ける者」というのは、これははどういう者をおよそ想像して書いておられますか。

○説明員(美馬都夫君) これは主としては、そこにはありますように、「その者」が流水を政令で定める用途に供する者であるときは建設大臣、この政令

が発電所が非常に利益を受けるという

ようなのが中心であります。「その他

の者であるときは都道府県知事」とい

う規定でございますが、これは従来の河川法もこういう規定がございまして、まあ万一一の場合の救済規定といふ

とおりに至らなかつた実例が幾らもあります。そういうものを調整する意

味からも、こういう法案が必要だと思ひますと、基本計画におきまして、各

省間に不幸にも意見が最終的に一致しなければ、これは多目的ダムとして採用できないということになるだろうと思ひます。

○千田正君 この第四条第三項の「建設大臣は、基本計画を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、あ

る」とともに、関係都道府県知事及び基本計画に定められるべき、又は定められれたダム使用権の設定予定者の意見を聞きかなければならぬ」、意見を聞いて、いやそれはノーと拒否された場合

を諮問するということになつておらぬるといふことになつておる。

○重政庸徳君 そうすると、建設省は土木関係と農林関係で、必ず十分協議をつとめていただくよう約束して、了承したのであります。

○政府委員(安田善一郎君) とにかく農林省とか関係省庁と協議するといふことに成っている。今御説明

を請問するということになつておらぬる

わけで、まあそういうことになると、農林省はかわって、地元の権利者及び利害者、たとえていえば土地改良区といふような権利者に諮問していただかなければ回答できぬということになります。

○田中啓一君 それと、その点どうですか。

○説明員(美馬都夫君) 私どもは、そういう点はあくまでも、何回も何回も繰り返して、最後まで調整するといふうな立場でありますと、意見が合わないということはないと考えております。

○千田正君 私はそれは非常に甘い考へだと思います。過去においてダム建設の場合は、通産省と農林省のアロケーションがはつきりしまらないために、

何ヵ年という間多目的ダムがそのまま論争の目標にだけなつて、そしてちつとも選びに至らなかつた実例が幾らもあります。そういうものを調整する意

味からも、こういう法案が必要だと思ひますと、基本計画におきまして、各

省間に不幸にも意見が最終的に一致しなければ、これは多目的ダムとして採用できないということになるだろうと思ひます。

○千田正君 これは経済審議庁とは関係ありませんか。

○説明員(美馬都夫君) もちろん、この多目的ダムの基本計画につきましては、経済審議庁も関係各省といふこと

で入つております、十分協議をしないければならぬと思います。

○清澤俊英君 第二条のところがはつ

きりわからない。と申しますのは、特に用途が单一であった場合は今まで通りにやっていく、この法案を適用しないのですか、单一である場合は信濃川をふさいで電気を起すという一つの

川をふさいで電気を起すという一つのものがありますから、国鉄がやってい

るような……。單一の場合にはこれは適用しないのですか。

○委員長(堀末治君) 速記を起して。

〔速記中止〕

○委員長(堀末治君) 速記を起して。

〔速記中止〕

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

ただいまの決議に基き、委員長は建設委員会に申し入れることにいたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(堀末治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

ただいまの決議に基き、委員長は建設委員会に申し入れることにいたしました。

○説明員(美馬都夫君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、町村合併に伴う国有林野払下げ促進の請願(第一三九四号)

一、阿蘇総合開発特定地域に国立

野改良試験場設置の請願(第一四四六号)

一、北洋さけます漁業の完全操業に關する請願(第一四四九号)

第一三九四号 昭和三十二年三月十日受付

町村合併に伴う国有林野払下げ促進の請願

紹介議員 小林 武治君

第八部 農林水産委員会会議録第二十号 昭和三十二年三月二十六日 [參議院]

町村合併促進法第十七条は合併市町村の基本財産造成のため国有林野の払い下げを行うことを定め、新市町村建設促進法もまた同様の規定を設けているが、実情は極めて不充分であり合併市町村建設の有力財源造成のための長期にわたる着実な建設意欲をうばう結果となっているから、再三希望してきた新市整備成措置に関する要望事項として積極的な考慮を払わねたいとの請願。

第一四四六号 昭和三十二年三月十  
三日受理

阿蘇総合開発特定地域に国立牧野改良試験場設置の請願

紹介議員 熊本県知事 桜井三郎  
請願者 森中 守義君

阿蘇総合開発特定地域は、さきに国の総合開発法に基く特定地域としての指定を受け、農畜産開発並びに国土保全、災害防除を主導目標としてその開発を進めているものであるが、中でも牧野改良事業は本総合開発の根幹をなすものであつて、これが開発は畜産振興、國土保全の上からも重大な意義を有するものである。しかるに草地改良事業を裏付けする牧野改良試験としては、地域内数箇所の県営牧野改良試験地においてこれが改良方法の研究に当つてはいるが、何分にもその改良対象面積の広大なことに比べて試験の規模が小さく十分な成果を發揮することできない現状であるから、当地域に國立の牧野改良試験場を設置せられたいとの請願。

第一四四九号 昭和三十二年三月十  
四日受理

昭和三十二年三月三十日印刷

北洋さけます漁業の完全操業に関する  
請願

紹介議員 石原幹市郎君  
請願者 福島県議會議長 渡辺鉄太郎

目下開催中の日ソ漁業委員会において大幅な漁獲制限措置が提案されている由であるが、北洋におけるさけ・ます漁業は福島県水産業界の興廢を制する最大の関心事であるとともに他面国民食生活にも至大的の関連を有するものであるから、(一)総漁獲量は十八万トンを絶対確保すること、(二)総漁獲量の決定をみた場合はその他の規制措置を撤廃すること、(三)全船か働くと安全操業により失業漁民のないよう絶対量を確保すること等の要望実現を図られたいとの請願。

昭和三十二年四月一日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局